

令和3年5月27日

保護者の皆様

大阪市立大宮中学校
校長 阿久津 弘治

非常変災時の措置について

梅雨の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、本校の教育活動にご理解ご協力をいただき、誠に有難うございます。

ここ数年、日本各地を集中豪雨が襲い、大きな被害が発生しています。本市においても局地的な豪雨にあう可能性があり、その際の河川の増水（氾濫）に日ごろから十分に備えておく必要があります。そのため、大阪市教育委員会では台風や地震等の災害時を踏まえ、非常変災時の措置として下記のようにしております。

今後の非常変災時も同様の措置をとらせていただきますので、ご家庭で保存及び掲示いただきますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

記

非常変災時の措置について

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 旭区のいずれかの地域において、大阪市より河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等は避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

※ この取り扱いは、今年度末まで有効となっています。